

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会会員規程

平成17年 4月 1日
五社協規程第 2 号

(目 的)

第1条 五霞町社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第19条による会員は次のとおりとする。

- (1) 五霞町に住所を有する者で、本会の事業に賛同する者
- (2) 五霞町に勤務する者並びに五霞町に事務所または事業所を有する者で、本会の事業に賛同する者

(会 員)

第2条 本会の会員の種類は一般会員、特別会員、法人特別会員の三種類とする。

(会 費)

第3条 会員は本会の趣旨・目的に賛同し会費を納付するものとする。

2 会員は次の各号に掲げる報告及び情報等を受けることができる。

- (1) 毎事業年度の事業に係る計画及び結果についての報告
- (2) 本会の発行する機関紙等の配布による情報の提供
- (3) 本会が主催する大会その他の行事に対する参加

(金 額)

第4条 会費の額は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年額 600円
- (2) 特別会員 年額 2,000円以上
- (3) 法人特別会員 年額10,000円以上（五霞町に所在する会社及び事務所等）

(納付の方法)

第5条 会費は各行政区役員並びに関係者の協力を得て、会員の理解のもとに徴収するものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月27日五社協規程第11号は廃止する。

付 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。